

[自動車保管場所証明申請書]記載例

別記様式第1号（第1条関係）

申請する前に再度確認をして記載してください。

◎ 証明書交付後の訂正はできませんので、記載後に申請内容をよく確認して提出してください。

黒色のボールペン・スタンプで明瞭に記載してください（消えるボールペンは使用不可）

自動車保管場所証明申請書			
車 名	型 式	車 台 番 号	自動車の大きさ
○○○ トヨタ・日産・ホンダ・マツダ・三菱等と記載してください。	AB-CD1212 完成検査修了証・自動車検査証譲渡証明・抹消登録証明書で確認（新車の場合は販売店で確認）	CD-12345 申請時に確定しなければ空欄で申請してください	長さ 450 センチメートル 幅 168 センチメートル 高さ 147 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		茨城県水戸市笠原町123番地 コーポ県庁前101号	
自動車の保管場所の位置		茨城県水戸市笠原町123番地 保管場所（駐車場の所在地を書きます）	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
水 戸 警 察 署 長 殿 代理人 東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号 行政書士 日本 太郎 印 (03)-1111-2233			
〒(310)8550 住所 茨城県水戸市笠原町△△番地 コーポ県庁前101号 申請者 フリガナ イバラキ タロウ 氏名 茨城 太郎 電話 029-301-XXXX			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 代理人 申請者が行政書士、弁護士等に委任した場合は、代理権の有無を確認するため委任状又は委任状の写しを添付してください。 訂正 書類の訂正ができる者は、申請者若しくは委任状などで代理権を確認した行政書士、弁護士等に限ります。 備考1 ただし、使用権原疎明書面は、他書類とは別に訂正の権限について確認が必要です。 書類提出時に判明する 氏の大きさは、日本産業規格A列4番とする。			

自動車の大きさ欄
センチメートル単位で右詰めで書きます

使用の本拠の位置欄
「個人」
実際に居住している場所を書きます。通常は住民票の住所と同じですが、住民票があっても居住していなければ使用の本拠の位置とな
「法人」
実際に営業を行っている事業所の所在地を書きます。（本社・支店等の所在地）

申請者欄に記載する方は、自動車の所有者、使用者となる方です。
「個人」
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を書きます（居住実態がなければ申請住所になりません。）。
「法人」
登記簿又は印鑑登録証明書の住所・法人名を記載し、法人の代表者名を肩書きとともに記載してください。

注）有効期限経過後は、新たな申請が必要です。

証明書の有効期限（1か月）
証明日から1ヶ月以内に運輸支局に提出してください。

、警察署長は 保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図（以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所について、所有管理（使用権原）が誰にあるか、どちらかに○をつけてください。

申請内容についてお分かりになる方の連絡先（氏名・電話番号）を書いてください。記名でも結構です。

自動車登録番号	車庫証明を必要とする車で判明している場合
旧自動車登録番号	入替えの自動車の登録番号
車台番号	入替えの自動車の車台番号

保管場所の所有者
自己単独所有 ・ その他

連絡先	
-----	--